

## 第一部 平成19年の犯罪の動向と犯罪者の処遇

### 1 刑法犯

平成19年の**刑法犯**の主な統計データは、次のとおりである。

#### 平成19年の主な統計データ（刑法犯）

（前年比）

① 認知件数			
刑法犯	2,690,883件	(186,144件減)	(-6.5%)
うち一般刑法犯	1,909,270件	(141,959件減)	(-6.9%)
うち窃盗を除く一般刑法犯	479,314件	(37,387件減)	(-7.2%)
② 検挙件数			
刑法犯	1,387,405件	(79,429件減)	(-5.4%)
うち一般刑法犯	605,792件	(35,244件減)	(-5.5%)
うち窃盗を除く一般刑法犯	210,549件	(14,206件減)	(-6.3%)
③ 検挙人員			
刑法犯	1,184,336人	(57,022人減)	(-4.6%)
うち一般刑法犯	366,002人	(18,628人減)	(-4.8%)
うち窃盗を除く一般刑法犯	185,556人	(11,420人減)	(-5.8%)
④ 発生率			
刑法犯	2,106.0	(145.7ポイント低下)	
一般刑法犯	1,494.3	(111.1ポイント低下)	
窃盗を除く一般刑法犯	375.1	(29.3ポイント低下)	
⑤ 検挙率			
刑法犯	51.6%	(0.6ポイント上昇)	
一般刑法犯	31.7%	(0.5ポイント上昇)	
窃盗を除く一般刑法犯	43.9%	(0.4ポイント上昇)	

（警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。）

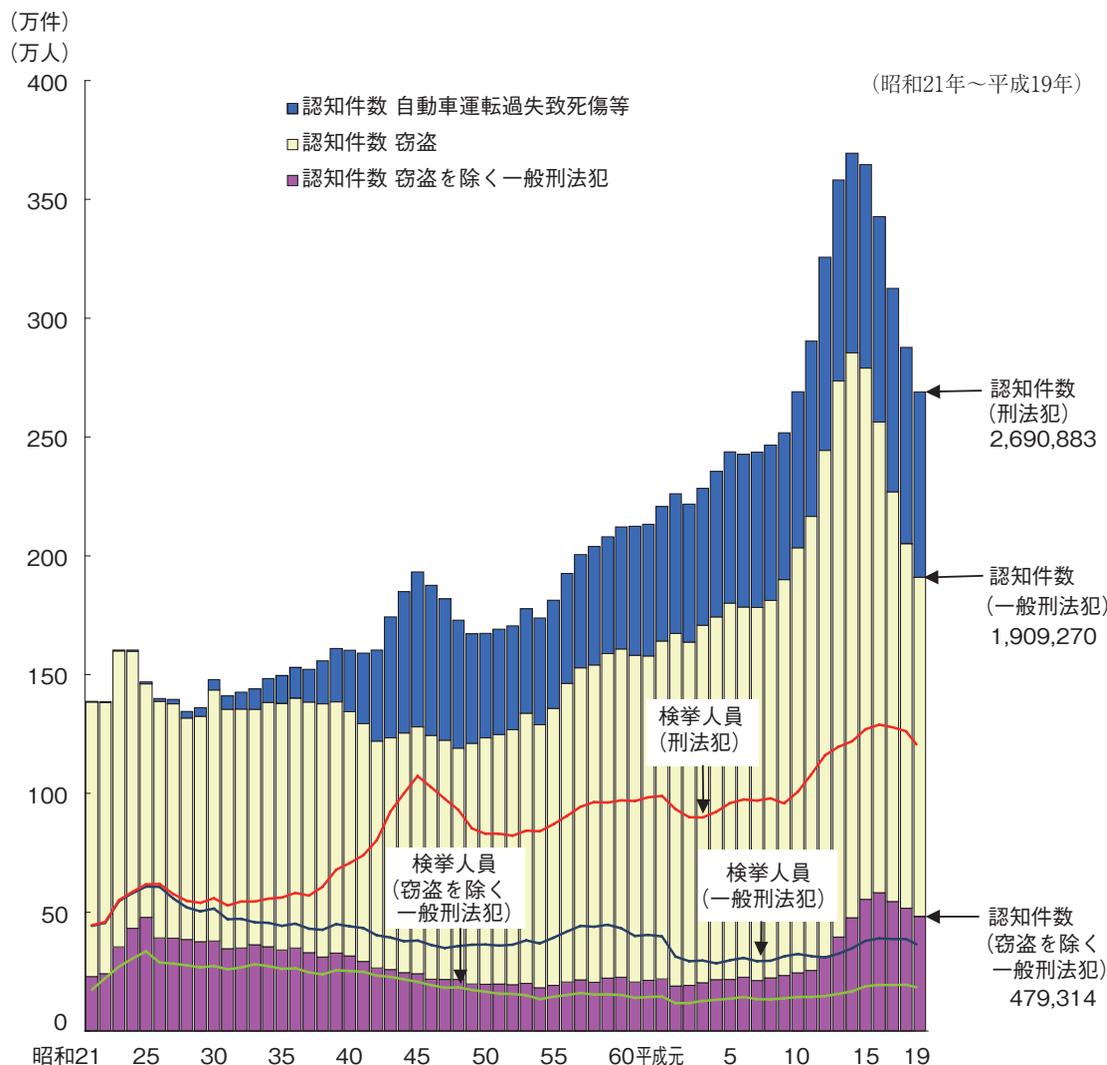
注 「一般刑法犯」とは、刑法犯全体から自動車運転過失致死傷等を除いたものをいう。

刑法犯の**認知件数**は、平成8年以降毎年戦後最多を更新し、14年に369万3,928件を記録したが、その後は、5年連続で減少し、19年は前年より18万6,144件（6.5%）減少となった。ただし、認知件数は、戦後を通じて見れば、まだ相当高い水準にある。

例年、刑法犯の認知件数の約6割を占めてきた窃盗が、平成15年以降5年連続で減少し、これが刑法犯全体の認知件数を減少させた要因となっている。窃盗を除く一般刑法

犯の認知件数は、16年まで増加を続けていたが、17年以降3年連続で減少している。

1-1-1-1図 刑法犯の認知件数・検挙人員の推移



- 注 1 警察庁の統計による。  
2 昭和30年以前は、14歳未満の者による触法行為を含む。  
3 昭和40年以前の一般刑法犯は、「業過を除く刑法犯」である。

刑法犯の発生率の動向は、認知件数とほぼ同様である。平成10年（2,127.2）以降、毎年戦後最高を更新し、14年には2,897.5を記録した。翌15年に低下に転じ、以後、毎年低下して、19年は2,106.0（前年比145.7ポイント低下）となった。

1-1-1-2表 刑法犯の主要罪名別認知件数・発生率・検挙件数・検挙人員・検挙率

(平成19年)

罪 名	認知件数	発生率	検挙件数	検挙人員	検挙率	前 年 差				
						認知件数	発生率	検挙件数	検挙人員	検挙率
総 数	2,690,883	2,106.0	1,387,405	1,184,336	51.6	△ 186,144 (△ 6.5)	△ 145.7	△ 79,429 (△ 5.4)	△ 57,022 (△ 4.6)	0.6
殺 人	1,199	0.9	1,157	1,161	96.5	△ 110 (△ 8.4)	△ 0.1	△ 110 (△ 8.7)	△ 80 (△ 6.4)	△ 0.3
強 盗	4,567	3.6	2,790	2,985	61.1	△ 541 (△ 10.6)	△ 0.4	△ 271 (△ 8.9)	△ 350 (△ 10.5)	1.2
傷 害	30,986	24.3	22,062	25,458	71.2	△ 3,001 (△ 8.8)	△ 2.3	△ 1,269 (△ 5.4)	△ 1,617 (△ 6.0)	2.6
暴 行	31,966	25.0	21,463	21,808	67.1	964 (3.1)	0.8	2,058 (10.6)	2,006 (10.1)	4.6
脅 迫	2,553	2.0	1,869	1,684	73.2	△ 105 (△ 4.0)	△ 0.1	57 (3.1)	△ 9 (△ 0.5)	5.0
恐 喝	7,384	5.8	4,242	5,054	57.4	△ 1,252 (△ 14.5)	△ 1.0	△ 599 (△ 12.4)	△ 726 (△ 12.6)	1.4
凶器準備集合	19	0.0	20	159	105.3	△ 1 (△ 5.0)	△ 0.0	0 (0.0)	4 (2.6)	5.3
窃 盗	1,429,956	1,119.2	395,243	180,446	27.6	△ 104,572 (△ 6.8)	△ 81.9	△ 21,038 (△ 5.1)	△ 7,208 (△ 3.8)	0.5
詐 欺	67,787	53.1	27,963	12,113	41.3	△ 6,845 (△ 9.2)	△ 5.4	△ 2,164 (△ 7.2)	△ 293 (△ 2.4)	0.9
横 領	85,606	67.0	81,249	81,296	94.9	△ 10,238 (△ 10.7)	△ 8.0	△ 9,308 (△ 10.3)	△ 9,400 (△ 10.4)	0.4
背 任	45	0.0	48	36	106.7	△ 16 (△ 26.2)	△ 0.0	11 (29.7)	△ 18 (△ 33.3)	46.0
盗品譲受け等	4,582	3.6	4,424	4,230	96.6	△ 552 (△ 10.8)	△ 0.4	△ 442 (△ 9.1)	△ 265 (△ 5.9)	1.8
強 姦	1,766	1.4	1,394	1,013	78.9	△ 182 (△ 9.3)	△ 0.1	△ 66 (△ 4.5)	△ 45 (△ 4.3)	4.0
強制わいせつ	7,664	6.0	3,542	2,240	46.2	△ 662 (△ 8.0)	△ 0.5	△ 237 (△ 6.3)	△ 14 (△ 0.6)	0.8
公然わいせつ	2,286	1.8	1,718	1,618	75.2	△ 316 (△ 12.1)	△ 0.2	△ 281 (△ 14.1)	△ 97 (△ 5.7)	△ 1.7
わいせつ物頒布等	810	0.6	787	892	97.2	15 (1.9)	0.0	17 (2.2)	△ 21 (△ 2.3)	0.3
放 火	1,519	1.2	1,120	764	73.7	△ 240 (△ 13.6)	△ 0.2	△ 217 (△ 16.2)	△ 61 (△ 7.4)	△ 2.3
失 火	217	0.2	86	76	39.6	△ 67 (△ 23.6)	△ 0.1	△ 18 (△ 17.3)	△ 16 (△ 17.4)	3.0
贈 収 賄	55	0.0	55	98	100.0	△ 88 (△ 61.5)	△ 0.1	△ 80 (△ 59.3)	△ 70 (△ 41.7)	5.6
略取誘拐・人身売買	207	0.2	178	152	86.0	8 (4.0)	0.0	△ 2 (△ 1.1)	△ 15 (△ 9.0)	△ 4.5
公務執行妨害	3,569	2.8	3,459	3,181	96.9	△ 7 (△ 0.2)	△ 0.0	57 (1.7)	63 (2.0)	1.8
住居侵入	27,383	21.4	9,041	5,901	33.0	△ 3,647 (△ 11.8)	△ 2.9	△ 170 (△ 1.8)	△ 308 (△ 5.0)	3.3
器物損壊	185,472	145.2	13,617	6,575	7.3	△ 9,352 (△ 4.8)	△ 7.3	△ 199 (△ 1.4)	24 (0.4)	0.3
偽 造	5,941	4.6	4,442	1,898	74.8	△ 1,069 (△ 15.2)	△ 0.8	△ 991 (△ 18.2)	51 (2.8)	△ 2.7
賭博・富くじ	424	0.3	415	1,529	97.9	214 (101.9)	0.2	210 (102.4)	149 (10.8)	0.3
暴力行為等処罰法 (2条・3条)	112	0.1	100	137	89.3	△ 44 (△ 28.2)	△ 0.0	△ 47 (△ 32.0)	△ 87 (△ 38.8)	△ 4.9
危険運転致死傷	434	0.3	434	425	100.0	55 (14.5)	0.0	55 (14.5)	45 (11.8)	0.0
自動車運転 過失致死傷等	781,613	611.7	781,613	818,334	100.0	△ 44,185 (△ 5.4)	△ 34.6	△ 44,185 (△ 5.4)	△ 38,394 (△ 4.5)	0.0
そ の 他	4,761	3.7	2,874	3,073	60.4	△ 308 (△ 6.1)	△ 0.2	△ 200 (△ 6.5)	△ 270 (△ 8.1)	△ 0.3

注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

3 ( ) 内は、増減率である。

認知件数の罪名別構成比を見ると、窃盗が53.1%と最も高く、次いで、自動車運転過失致死傷等、器物損壊、横領（遺失物等横領を含む。）、詐欺の順であった。

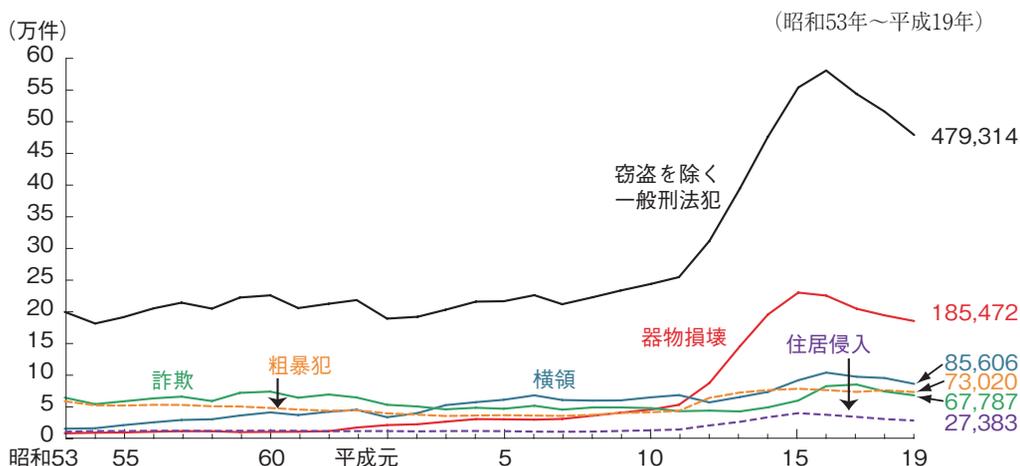
刑法犯の検挙人員は、平成10年に100万人を超えた後、翌11年以降16年まで毎年戦後最多を更新したが、17年に減少に転じ、19年は前年より5万7,022人（4.6%）減少し

た。

罪名別検挙人員の構成比を見ると、自動車運転過失致死傷等が69.1%を占め、次いで、窃盗、横領、傷害の順であった。

窃盗を除く一般刑法犯の主な罪名等別認知件数の推移（最近30年間）を見ると、器物損壊が平成12年以降急増し、窃盗を除く一般刑法犯の認知件数を増加させた要因となっていること、横領（平成19年は、横領のうち97.5%は遺失物等横領が占めている。）と詐欺の増加なども窃盗を除く一般刑法犯の認知件数の推移に影響を与えていることが分かる。

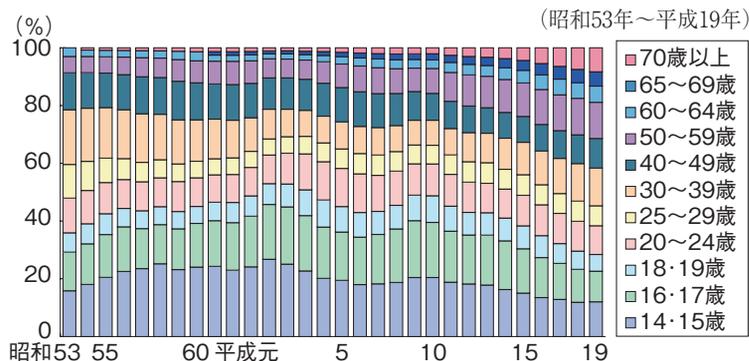
1-1-1-4図 窃盗を除く一般刑法犯の主な罪名等別認知件数の推移



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 「横領」は、遺失物等横領を含む。  
 3 「粗暴犯」とは、傷害、暴行、脅迫、恐喝、凶器準備集合及び暴力行為等処罰法違反をいう。

一般刑法犯検挙人員中の60歳以上の者の比率は、昭和53年には3.1%（1万1,677人）であったが、平成19年には、18.9%（6万9,220人）に上昇し、65歳以上の者が13.3%（4万8,605人）を占めている。

1-1-1-5図 一般刑法犯検挙人員の年齢層別構成比の推移

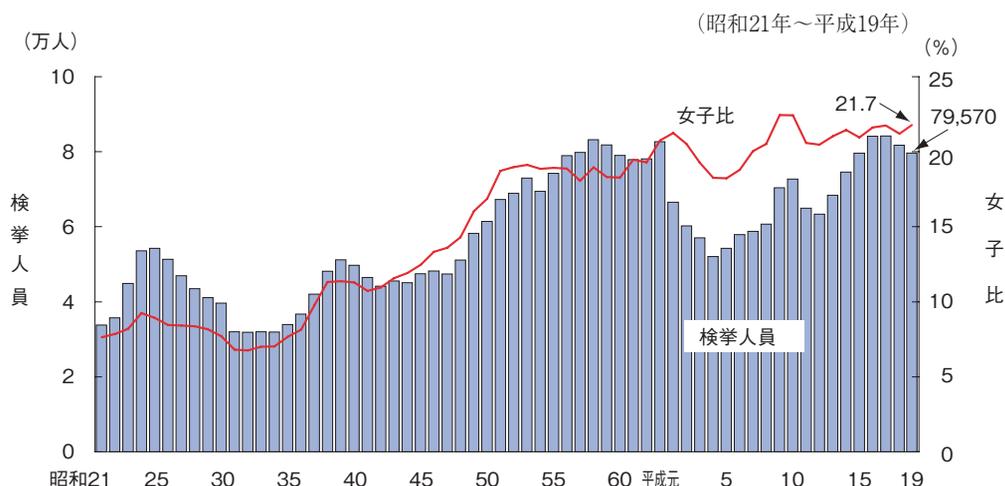


- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 「60~64歳」は、昭和53年では65歳以上を、54年~60年では65~69歳を、それぞれ含む。

女子一般刑法犯検挙人員は、昭和25年（5万4千人台）、39年（5万1千人台）、58年（8万3千人台）のピークを経て、63年には58年に次ぐ8万2千人台となった後、平成期に入っていったんは大幅に減少した。しかし、平成4年の5万2千人台を底として増加に転じ、17年には8万4,175人と戦後最多を記録したが、18年はやや減少し、19年は7万9,570人（前年比2,146人（2.6%）減）となった。

女子比は、昭和21年以降上昇傾向にあり、63年に初めて20%を超えた後、おおむね20%前後で推移しており、平成19年は21.7%（前年比0.5ポイント上昇）であった。

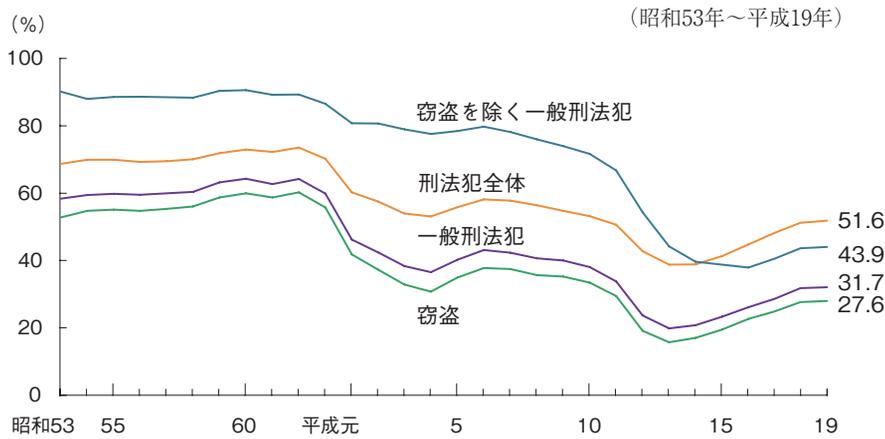
1-1-1-6図 女子一般刑法犯検挙人員・女子比の推移



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 昭和30年以前は、14歳未満の者による触法行為を含む。  
 3 昭和40年以前は、「業過を除く刑法犯」である。

かつて刑法犯全体で70%前後であった**検挙率**は、刑法犯の認知件数の急増に検挙が追いつかず、平成13年には、刑法犯全体で38.8%、一般刑法犯で19.8%と戦後最低を記録した。しかし、翌14年以降回復の兆しを見せており、19年には、刑法犯全体で51.6%（前年比0.6ポイント上昇）、一般刑法犯で31.7%（同0.5ポイント上昇）となった。

1-1-1-8図 刑法犯の検挙率の推移



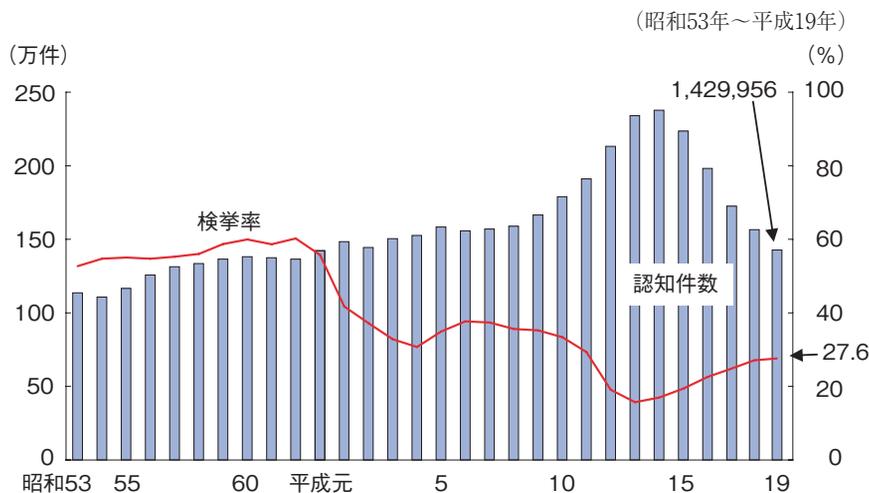
注 警察庁の統計による。

窃盗は、平成7年以降認知件数の増加、検挙率の低下という状況にあったが、14年以降は検挙率が回復する兆しを見せ、15年以降は認知件数が減少するなど、その傾向に歯止めが掛かりつつある。

認知件数は、平成10年以降、毎年大幅に増加し、14年には237万7,488件と戦後最多を記録したが、その後減少に転じ、19年は142万9,956件で、14年と比べ、94万7,532件(39.9%)の減少となった。19年の検挙件数は、39万5,243件(前年比2万1,038件(5.1%)減)、同検挙人員は、18万446人(同7,208人(3.8%)減)であった。

平成19年の検挙率は27.6%で、戦後最低であった13年と比べ、11.9ポイントの上昇となった。

1-1-3-1図 窃盗の認知件数・検挙率の推移



注 警察庁の統計による。

## 2 特別法犯

平成19年の特別法犯（条例違反を含む。以下同じ。）の主な統計データは、次のとおりである。

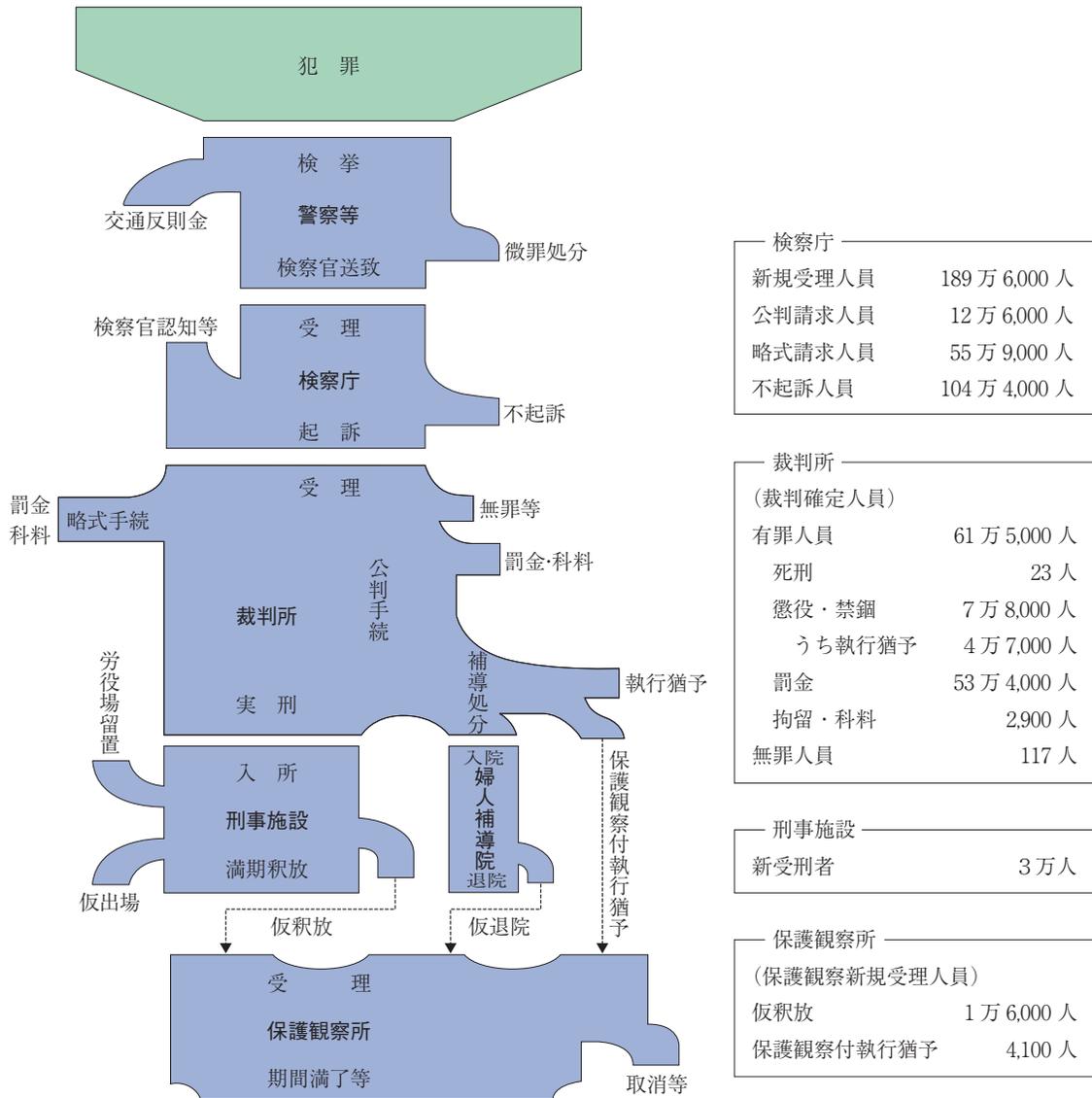
### 平成19年の主な統計データ（特別法犯）

	検察庁新規受理人員	(構成比)	(前年比)	
① 道路交通法違反	614,989人	(82.9%)	(86,371人減)	(-12.3%)
② 覚せい剤取締法違反	20,288人	(2.7%)	(144人増)	(+0.7%)
③ 軽犯罪法違反	16,198人	(2.2%)	(1,378人増)	(+9.3%)
④ 廃棄物処理法違反	8,879人	(1.2%)	(1,029人増)	(+13.1%)
⑤ 入管法違反	8,576人	(1.2%)	(2,976人減)	(-25.8%)
⑥ 保管場所法違反	6,921人	(0.9%)	(2,593人減)	(-27.3%)
⑦ 銃刀法違反	6,651人	(0.9%)	(661人増)	(+11.0%)
⑧ 自動車損害賠償保障法違反	4,942人	(0.7%)	(108人増)	(+2.2%)
⑨ 風営適正化法違反	4,900人	(0.7%)	(86人増)	(+1.8%)
⑩ 大麻取締法違反	3,549人	(0.5%)	(50人増)	(+1.4%)
その他	45,830人	(6.2%)		
総 数	741,723人	(100%)	(87,086人減)	(-10.5%)

(検察統計年報による。)

### 3 刑事司法における犯罪者に対する手続

2-1-1図 刑事司法における犯罪者（成人）に対する手続の流れ



- 注 1 検察統計年報、矯正統計年報及び保護統計年報による。  
 2 平成19年における数値であり、少年を含む。「死刑」及び「無罪」以外は、概数である。  
 3 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上されている。

#### 4 検察

検察庁は、検察官の行う事務を統括するところであり、最高裁判所に対応する**最高検察庁**、高等裁判所に対応する**高等検察庁**、地方裁判所及び家庭裁判所に対応する**地方検察庁**、簡易裁判所に対応する**区検察庁**の4種類がある。

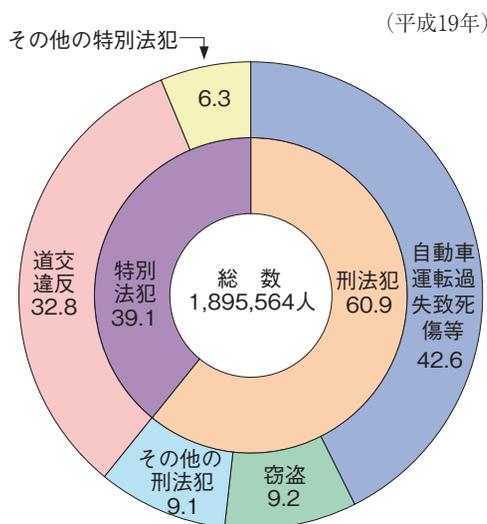
我が国は、国家訴追主義を採用しており、私人による訴追は認められず、いわゆる**準起訴手続**を唯一の例外とするほかは、公訴権は検察官にのみ与えられている（**起訴独占主義**）。なお、一定の場合に検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度が導入され、平成21年5月21日から施行されることになっている。

平成19年の検察庁新規受理人員総数は、189万5,564人で前年より16万8,842人（8.2%）減少した。刑法犯は、10年以降増加していたが、17年から減少に転じ、19年は115万3,841人で前年より8万1,756人（6.6%）減少した。特別法犯は、近年、減少傾向が続いており、19年は74万1,723人で前年より8万7,086人（10.5%）減少した。

刑法犯について見ると、一般刑法犯は34万6,238人（前年比7.5%減）、自動車運転過失致死傷等は80万7,603人（同6.2%減）であった。罪名別に見ると、窃盗が17万4,537人で前年と比べ1万5,356人（8.1%）減、横領（遺失物等横領を含む。）が4万1,491人で同4,694人（10.2%）減、傷害が3万521人で同1,826人（5.6%）減、詐欺が1万7,554人で同2,343人（11.8%）減であった。

特別法犯について見ると、道交違反は62万1,910人（前年比12.5%減）であり、道交違反を除く特別法犯は11万9,813人（同1.6%増）であった。

2-2-1-1図 検察庁新規受理人員の罪種別構成比



注 検察統計年報による。

## 5 裁判

刑事事件の第一審は、原則として、地方裁判所、簡易裁判所又は家庭裁判所で行われ、第一審判決に対する控訴は高等裁判所が、控訴審判決に対する上告は最高裁判所がそれぞれ裁判権を有する。

**地方裁判所**は、罰金以下の刑に当たる罪、家庭裁判所の専属管轄に属する罪及び高等裁判所が第一審の裁判権を有する罪を除き、第一審の裁判権を有する。

**簡易裁判所**は、罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪及び常習賭博罪等の一定の罪について、第一審の裁判権を有する（家庭裁判所の専属管轄に属する罪を除く。）。簡易裁判所は、原則として禁錮以上の刑を科することはできないが、窃盗等の一定の罪については、3年以下の懲役を科することができる。

**家庭裁判所**は、少年の保護事件の審判を行うほか、少年の福祉を害する成人の刑事事件で少年法（昭和23年法律第168号）が定めるもの（児童福祉法等による一定の罪）について、第一審の裁判権を有する。

**高等裁判所**は、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の判決に対する控訴及びこれらの裁判所の決定・命令に対する抗告（最高裁判所の権限に属する抗告を除く。）について、裁判権を有するほか、内乱に関する罪について第一審の裁判権を有する。

**最高裁判所**は、上告及び法律で特に定められている抗告について裁判権を有する。

なお、平成20年6月18日に公布された**少年法の一部を改正する法律**（平成20年法律第71号。公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）の施行後は、家庭裁判所の専属管轄に属する成人の刑事事件についても、家庭裁判所の管轄ではなく、地方裁判所又は簡易裁判所の管轄に属することとなる。

平成19年の地方裁判所における終局処理人員を罪名別に見ると、窃盗が1万2,265人（17.7%）と最も多く、次いで、覚せい剤取締法違反1万695人（15.4%）、自動車運転過失致死傷・業過6,946人（10.0%）、道交違反6,620人（9.5%）の順であった。

平成19年の簡易裁判所における通常の公判手続による終局処理人員を罪名別に見ると、懲役言渡人員については、窃盗が8,493人（94.0%）であった。罰金言渡人員についても、窃盗が412人（23.9%）と最も多く、次いで、傷害309人（17.9%）、道交違反260人（15.1%）であった。

略式手続により罰金又は科料に処せられた者を罪名別に見ると、道交違反が4万3,789人（76.4%）、自動車運転過失致死傷・業過が7万92人（12.6%）であった。略式手続により窃盗で罰金に処せられた者は5,729人、公務執行妨害で罰金に処せられた者は1,094人であった。

2-3-1-3表 地方・家庭裁判所罪名別終局処理人員

(平成19年)

罪 名	総数 (A)	有 罪							無罪 (D)	無罪率 D/A (%)	その他
		死刑	懲 役 ・ 禁 錮					罰金・ 科 料			
			無期	有期 (B)	う ち 執行猶予 (C)	執行猶予率 C/B (%)	う ち 保護観 察 付				
総 数	69,763	14	74	68,336	40,395	59.1	3,180	1,086	99	0.1	154
地 方 裁 判 所											
刑 法 犯	42,525	14	71	41,917	23,716	56.6	2,322	350	72	0.2	101
殺 人	619	10	21	578	109	18.9	23	-	5	0.8	5
強 盗	1,404	4	44	1,353	185	13.7	60	-	1	0.1	2
傷 害	5,717	-	-	5,553	3,101	55.8	462	144	7	0.1	13
恐 喝	1,643	-	-	1,638	939	57.3	93	-	3	0.2	2
窃 盗	12,265	-	-	12,168	5,279	43.4	692	70	3	0.0	24
詐 欺	4,908	-	-	4,894	2,489	50.9	238	-	7	0.1	7
強 姦 等	2,399	-	2	2,380	1,394	58.6	188	8	7	0.3	2
放 火	430	-	2	420	167	39.8	69	-	4	0.9	4
賭 博 ・ 博 く ・ 富 じ	212	-	-	212	188	88.7	1	-	-	-	-
暴力行為等 処 罰 法	501	-	-	486	219	45.1	28	10	2	0.4	3
自動車運転過失 致死傷・業過	6,946	-	-	6,852	5,985	87.3	157	58	16	0.2	20
そ の 他	5,481	-	2	5,383	3,661	68.0	311	60	17	0.3	19
特 別 法 犯	26,866	-	3	26,122	16,451	63.0	838	662	27	0.1	52
公職選挙法	173	-	-	152	145	95.4	1	6	15	8.7	-
銃 刀 法	316	-	-	296	102	34.5	15	19	-	-	1
覚 せい 剤 取 締 法	10,695	-	1	10,686	4,530	42.4	392	-	3	0.0	5
麻薬取締法	396	-	-	396	296	74.7	8	-	-	-	-
麻薬特例法	81	-	1	79	1	1.3	-	1	-	-	-
競 馬 法	4	-	-	4	4	100.0	-	-	-	-	-
入 管 法	2,774	-	-	2,761	2,546	92.2	2	11	-	-	2
道 交 違 反	6,620	-	-	6,421	4,775	74.4	240	171	-	-	28
そ の 他	5,807	-	1	5,327	4,052	76.1	180	454	9	0.2	16
家 庭 裁 判 所											
児 童 福 祉 法	326	-	-	290	222	76.6	20	35	-	-	1
そ の 他	46	-	-	7	6	85.7	-	39	-	-	-

- 注 1 司法統計年報による。  
2 終局処理の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び正式裁判請求の取下げである。  
3 「傷害」は、刑法第2編第27章に規定するすべての罪をいう。  
4 「強姦等」は、刑法第2編第22章に規定するすべての罪をいう。

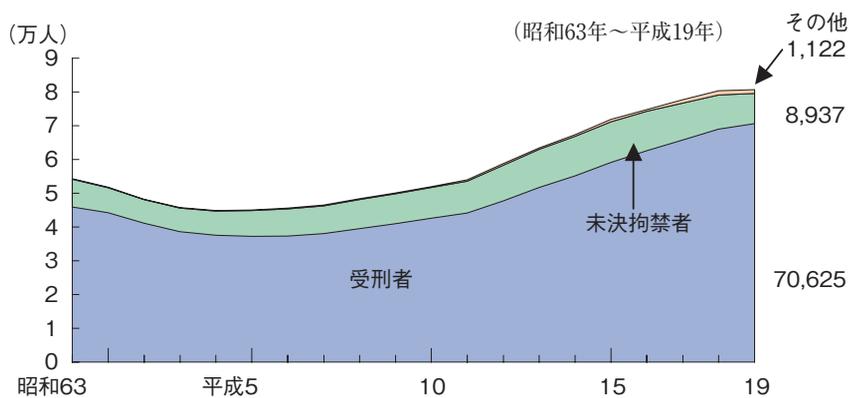
## 6 成人矯正

刑事施設のうち、**刑務所及び少年刑務所**は、主として、**受刑者**（懲役、禁錮又は拘留の刑に処せられ、その刑の執行のために拘置されている者をいう。以下同じ。）を収容し、これらの者に対して必要な処遇を行う刑事施設であり、**拘置所**は、主として、**未決拘禁者**（被逮捕者、被勾留者その他未決の者として拘禁されている者をいう。以下同じ。）を収容する刑事施設である。また、刑事施設には、罰金又は科料を完納することができない者を留置する労役場のほか、一部の施設を除いて、法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）2条により監置に処せられた者を留置する監置場が附置されている。

平成18年5月24日から施行された**刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律**が一部改正され、19年6月1日から、**刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律**が施行された。

平成20年4月1日現在の刑事施設は、本所が76施設（刑務所62（社会復帰促進センター4を含む。）、少年刑務所7及び拘置所7）、支所が112施設（刑務支所8及び拘置支所104）である。

2-4-1-2図 刑事施設の一日平均収容人員の推移



注 1 矯正統計年報による。

注 2 「その他」は、死刑確定者、労役場留置者、引致状による留置者、被監置者及び観護措置の仮収容者である。

## 7 更生保護

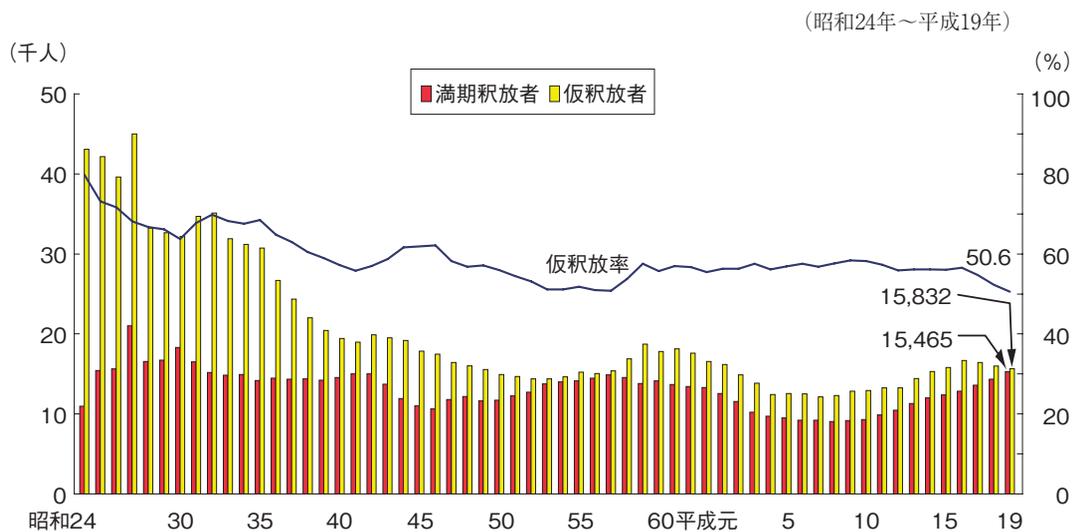
更生保護の機関には、法務省に置かれる**中央更生保護審査会**、高等裁判所の管轄区域ごとに置かれる**地方更生保護委員会**、地方裁判所の管轄区域ごとに置かれる**保護観察所**がある。地方更生保護委員会の事務局と保護観察所に、**保護観察官**が配置されている。

更生保護の基本的な枠組みを定めていた従来の**犯罪者予防更生法**及び**執行猶予者保護観察法**の内容を整理・統合して新たな一つの法律とし、更生保護の機能の充実強化を図るための規定や制度の整備を行うことを目的として制定された**更生保護法**は、平成20年6月1日から施行された。

仮釈放申請受理人員は、受刑者の増加に伴って、平成8年以降増加傾向が続いていたが、17年は減少した。18年と19年は前年より若干増加し、19年は1万8,128人（前年比0.2%増）であった。仮釈放が許可された人員と仮釈放申請が棄却された人員の合計に対する后者の比率（棄却率）は、平成5年以降は2%前後で推移していたが、17年に上昇し、19年は4.8%（前年比0.8ポイント上昇）であった。

平成19年における男女別の仮釈放率は、男子が48.8%（前年比1.9ポイント低下）、女子が74.6%（同4.3ポイント低下）であった。

2-5-1-1図 出所受刑者数・仮釈放率の推移

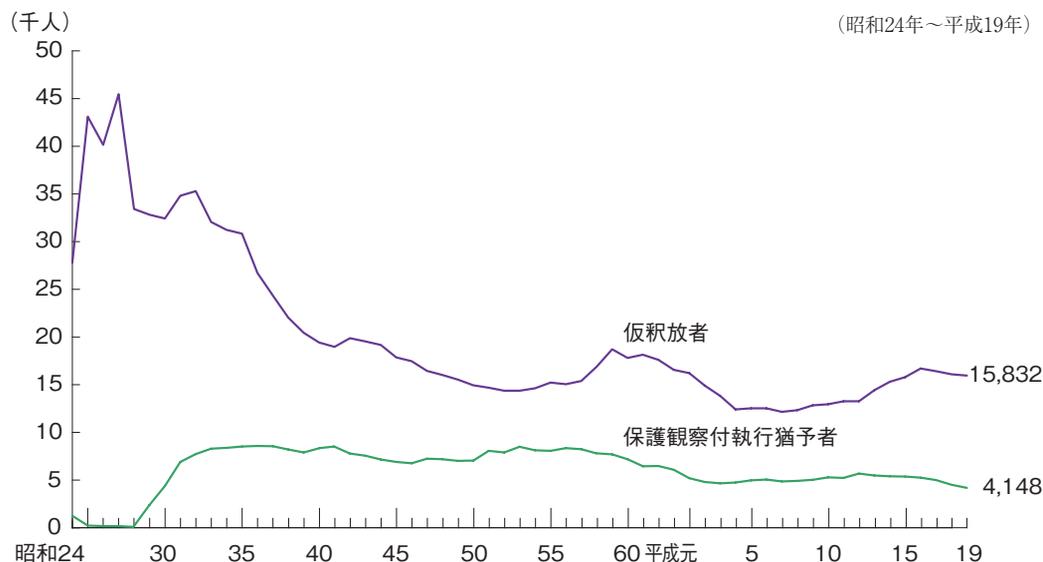


注 行刑統計年報及び矯正統計年報による。

仮釈放者の新規受理人員は、平成8年以降増加傾向にあったが、17年からはやや減少傾向にある。

保護観察付執行猶予者については、平成13年以降減少傾向にある。

2-5-2-1図 保護観察新規受理人員の推移



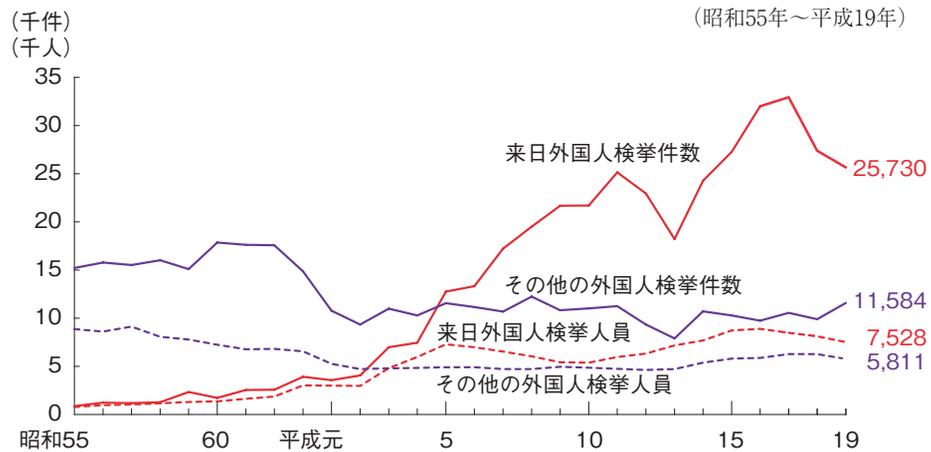
注 法務統計年報及び保護統計年報による。

## 8 外国人犯罪

外国人による一般刑法犯の検挙件数は、平成14年以降増加し、17年に過去最多の4万3,622件を記録したが、18年から減少に転じ、19年は3万7,314件となり、前年より51件(0.1%)減少した。また、検挙人員は11年以降増加し、17年は過去最多の1万4,786人となったが、18年から減少に転じ、19年は1万3,339人となり、前年より1,079人(7.5%)減少した。19年における一般刑法犯検挙人員総数(36万5,577人)に占める外国人の比率は3.6%であった。

来日外国人による一般刑法犯の検挙件数は、平成5年以降、同検挙人員は3年以降、来日外国人がその他の外国人を上回っている。来日外国人による一般刑法犯の検挙件数は17年に過去最多となった後、減少に転じ、19年は前年より1,723件(6.3%)減少した。また、同検挙人員は16年に過去最多となった後、3年連続で減少した。

3-1-2-1図 外国人による一般刑法犯の検挙件数・検挙人員の推移（来日・その他別）

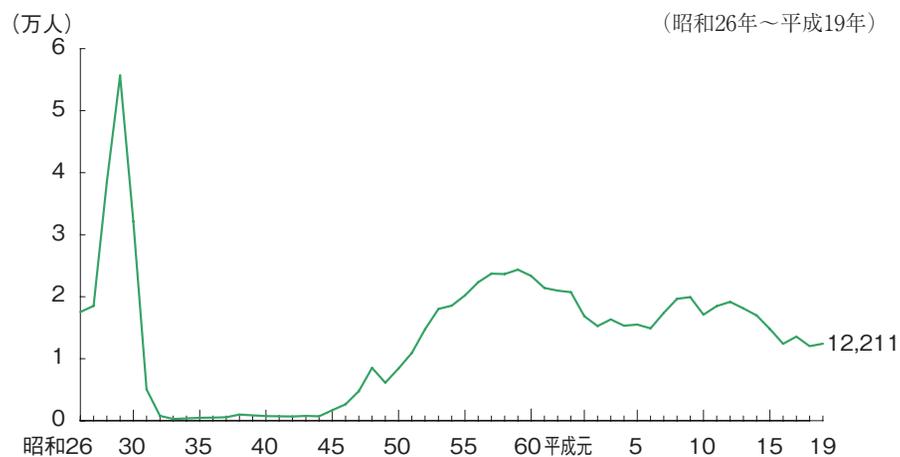


注 警察庁の統計による。

## 9 覚せい剤事犯者

覚せい剤の乱用は、戦後の混乱期に始まり、昭和29年に検挙人員が5万人台を数え、最初のピークを迎えたが、その後は急激に減少した。その背景として、罰則の強化、検挙及び覚せい剤の害悪に関する啓もう活動の徹底等が指摘された。しかし、検挙人員は、45年以降再び増加に転じ、59年には2万4,372人となり、2番目のピークを迎えた。その後、平成元年に2万人を割り、6年まで横ばいで推移していたが、7年以降再び増加傾向に転じ、8年、9年及び12年には2万人近くに達した。13年以降は、おおむね減少傾向にあったが、19年は若干増加した。

3-3-1-1図 覚せい剤取締法違反の検挙人員の推移

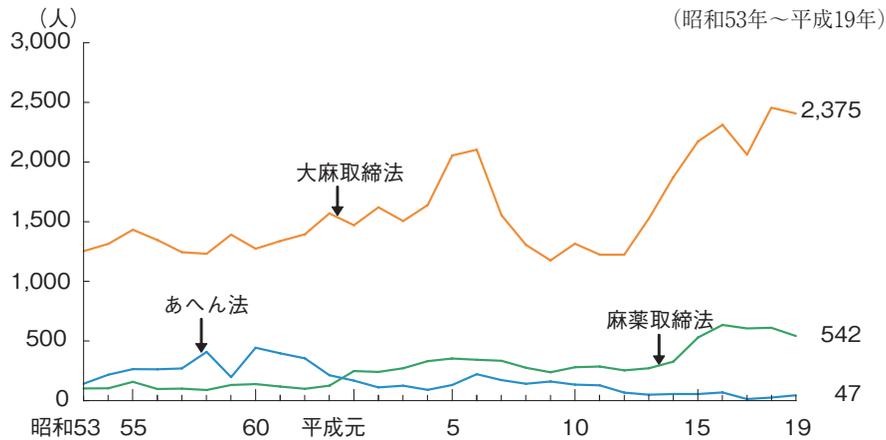


- 注 1 厚生労働省医薬食品局，警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の資料による。  
 2 覚せい剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。

## 10 麻薬・大麻等事犯者

麻薬取締法違反（麻薬・向精神薬に係る麻薬特例法違反を含む。）及び大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。）の各検挙人員は、平成13年以降おおむね増加しており、大麻取締法違反については、18年に過去最多となったが、19年は共に減少した。

3-3-1-6図 麻薬取締法違反・あへん法違反・大麻取締法違反の検挙人員の推移

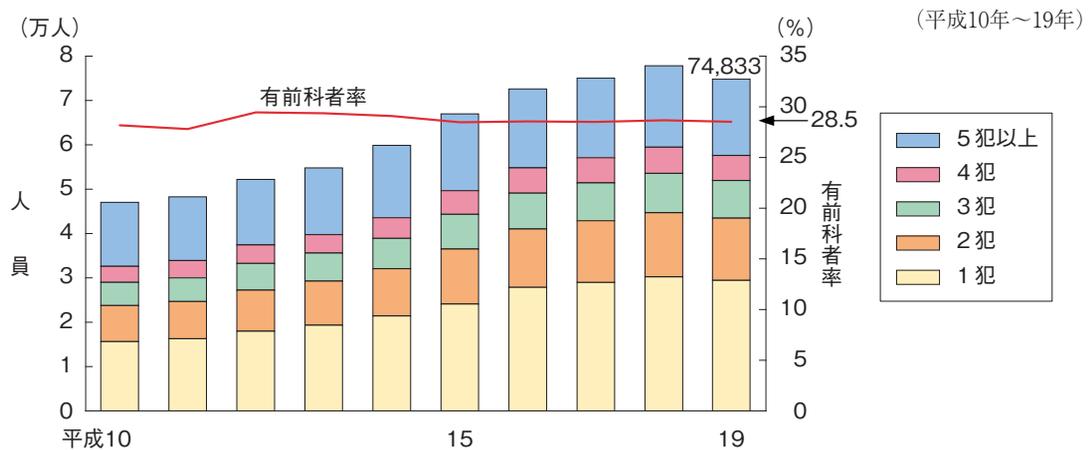


- 注 1 厚生労働省医薬食品局，警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の資料による。  
 2 麻薬・向精神薬，あへん及び大麻に係る各麻薬特例法違反の検挙人員を含む。

## 11 有前科者

成人の一般刑法犯検挙人員中の有前科者（前に確定裁判（道路交通法違反を除く。）により刑の言渡しを受けたことがある者をいう。）の人員及び有前科者率（同検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）の推移（最近10年間）を見ると、近年、増加を続けていたが、平成19年は前年と比べて若干減少した（2,999人（3.9%減））。他方、有前科者率は、9年以降27%～29%台で推移している。19年の有前科者の前科数を見ると、前科1犯の者の比率が39.4%と最も高いが、前科5犯以上も23.0%と高くなっている。

3-5-1-2図 成人一般刑法犯検挙人員中の有前科者人員・有前科者率の推移



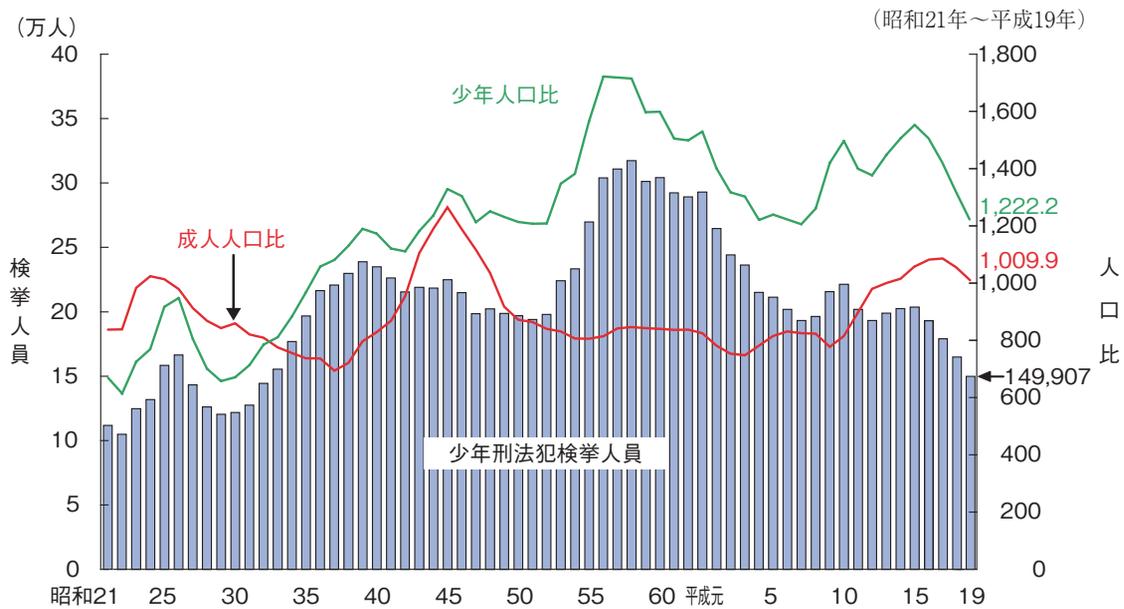
- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 「有前科者」とは、前に確定裁判（道路交通法違反を除く。）により刑の言渡しを受けたことがある者をいう。  
 3 「有前科者率」とは、成人の一般刑法犯検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。

## 12 少年非行の動向

少年刑法犯検挙人員の推移には、昭和26年の16万6,433人をピークとする第一の波、39年の23万8,830人をピークとする第二の波、58年の31万7,438人をピークとする第三の波という三つの大きな波が見られる。

検挙人員は、昭和59年以降、平成7年まで減少傾向にあり、その後、若干の増減を経て、13年以降増加していたが、16年以降4年連続して減少した。少年人口比についても、16年以降連続して低下しているが、依然として高水準にある。

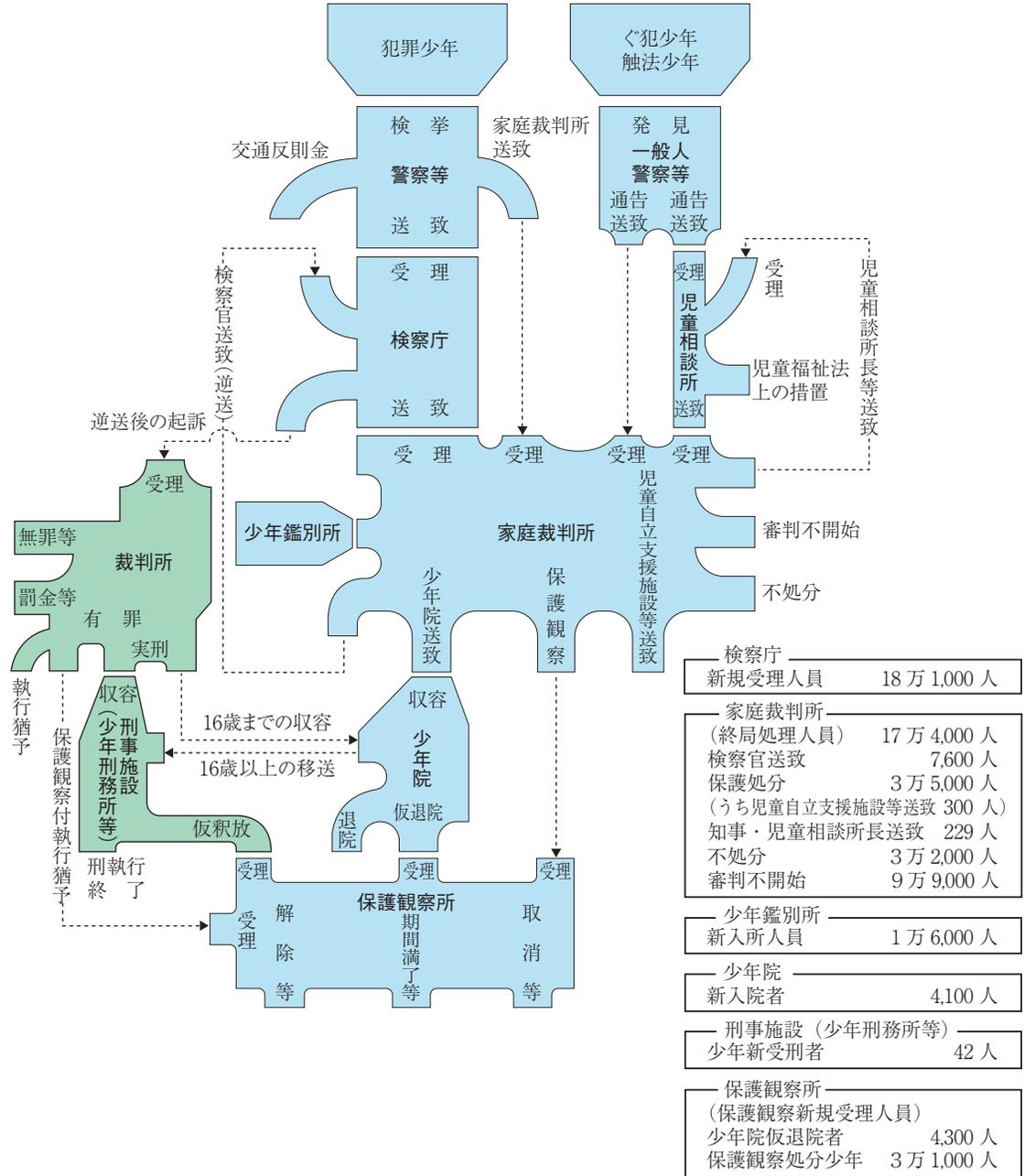
4-1-1-1図 少年刑法犯検挙人員・人口比の推移



- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 触法少年の補導人員を含む。  
 3 昭和45年以降は、触法少年の自動車運転過失致死傷等を除く。  
 4 「少年人口比」は、10歳以上20歳未満の少年人口10万人当たりの少年刑法犯検挙人員の比率であり、「成人人口比」は、20歳以上の成人人口10万人当たりの成人刑法犯検挙人員の比率である。

### 13 非行少年に対する手続の流れ

4-2-1-1図 非行少年に対する手続の流れ



注 1 検察統計年報，司法統計年報，矯正統計年報及び保護統計年報による。

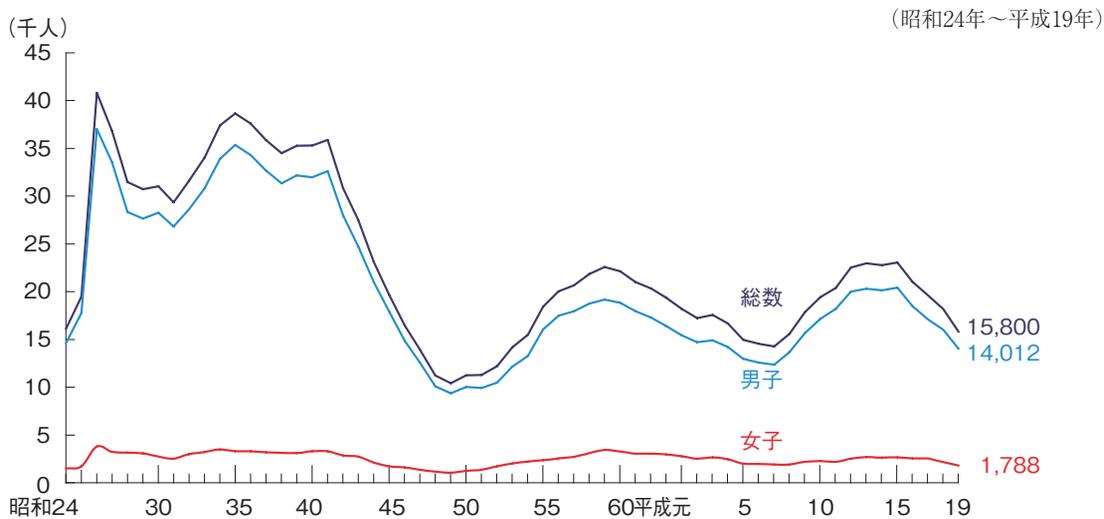
注 2 平成19年における数値であり，「児童自立支援施設等送致」，「知事・児童相談所長送致」及び「少年新受刑者」以外は概数である。

## 14 少年鑑別所

少年鑑別所は、主として、**観護措置**の決定がなされた者を収容するとともに、家庭裁判所の行う少年に対する調査、審判等に資するため、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づいて、少年の資質の鑑別を行う施設である。少年鑑別所は、平成20年4月1日現在、全国に52庁（分所1庁を含む。）が設置されている。

新入所人員は、平成8年以降増加し、15年には、昭和45年以降において最多を記録したが、平成16年からは4年連続で減少した。19年の新入所人員の内訳は、観護措置による者が全体の85.5%と最も多くを占め、次いで、勾留に代わる観護措置による者が10.7%であった。そのほか、わずかではあるが、勾留、留置等による者も含まれている。

4-2-3-1図 少年鑑別所新入所人員の推移



注 1 少年矯正保護統計、少年矯正統計年報及び矯正統計年報による。

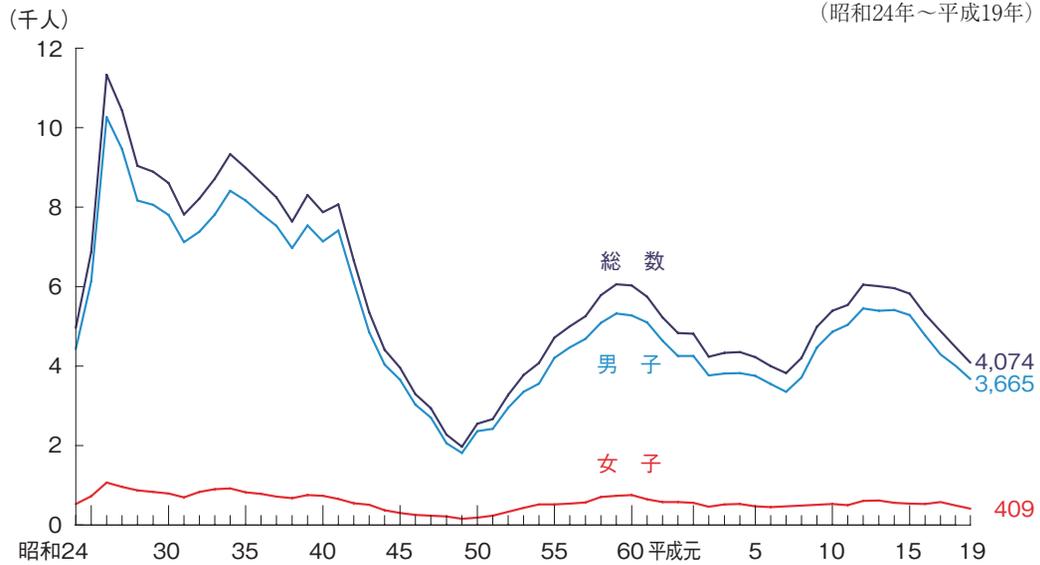
2 「新入所人員」とは、当該年において、観護措置、勾留に代わる観護措置又はその他（勾留状、引致状等）により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送により入所した者は含まない。

## 15 少年院

少年院は、主として、家庭裁判所から保護処分として送致された者を収容し、これらの者に矯正教育を行う施設である。少年院は、平成20年4月1日現在、全国に52庁（分院1庁を含む。）が設置されている。

昭和20年代後半及び30年代前半は、戦後の社会・経済の混乱等を背景として、被収容少年が激増し、新入院者は、おおむね8,000～1万1,000人台の間で推移したが、その後は減少を続け、49年には戦後最低（1,969人）となった。しかし、その後は増減を繰り返し、最近10年間では、平成12年（6,052人）をピークとして、13年以降減少傾向にある。

4-2-4-1図 少年院新入院者の男女別人員の推移



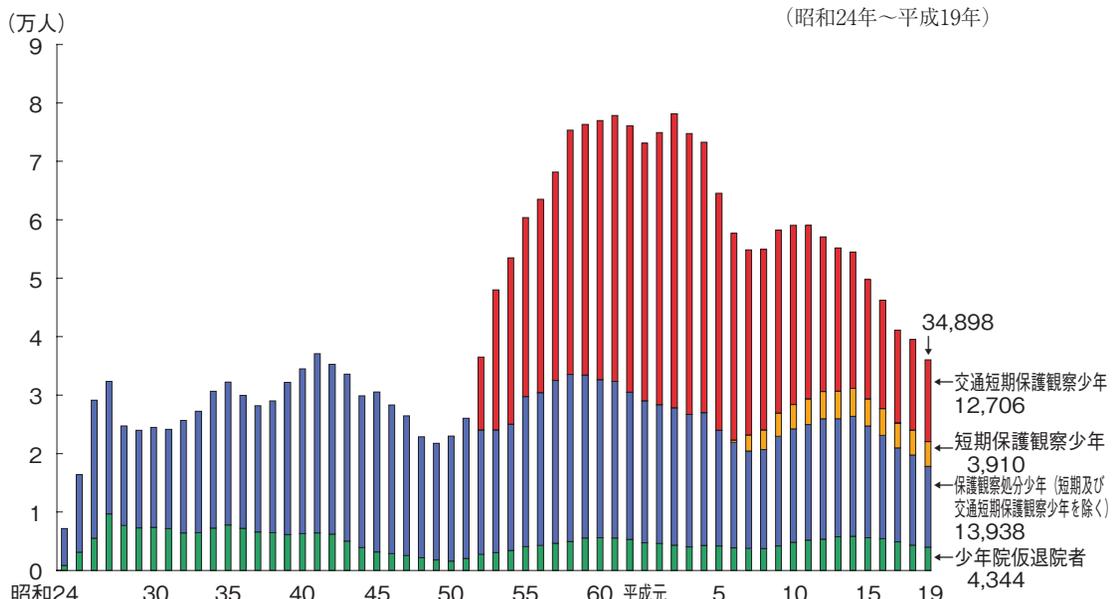
注 少年矯正保護統計, 少年矯正統計年報及び矯正統計年報による。

## 16 少年の保護観察

少年の保護観察新規受理人員は、平成2年に最多の7万8,112人を記録したが、翌3年以降7年まで減少し、その後、8年から11年までやや増加したものの、12年以降は再び減少傾向にある。

平成19年における少年の保護観察新規受理人員の内訳を見ると、保護観察処分少年が3万554人（前年比3,022人（9.0%）減）、少年院仮退院者が4,344人（同367人（7.8%）減）であった。

4-2-6-1図 少年の保護観察新規受理人員の推移

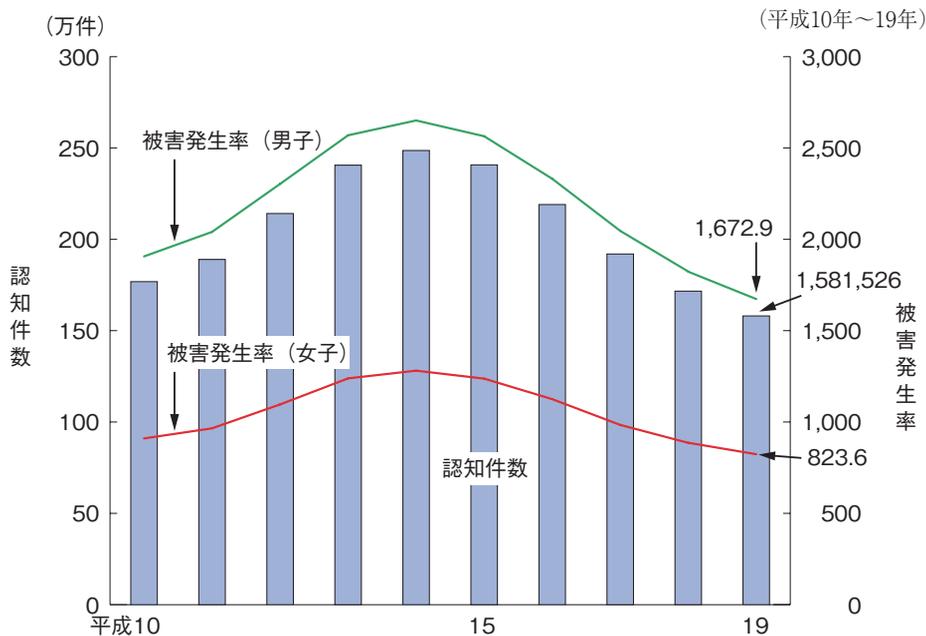


注 法務統計年報及び保護統計年報による。

## 17 犯罪被害者と犯罪被害実態（暗数）調査

人（法人その他の団体を除く。）が被害者となった一般刑法犯の認知件数及びその被害発生率（人口10万人当たりの認知件数の比率をいう。）は、共に平成15年以降減少・低下している。19年の被害発生率は、女子と比較して、男子の方が800ポイント以上高かった。

5-1-1-1図 人が被害者となった一般刑法犯の認知件数・被害発生率の推移

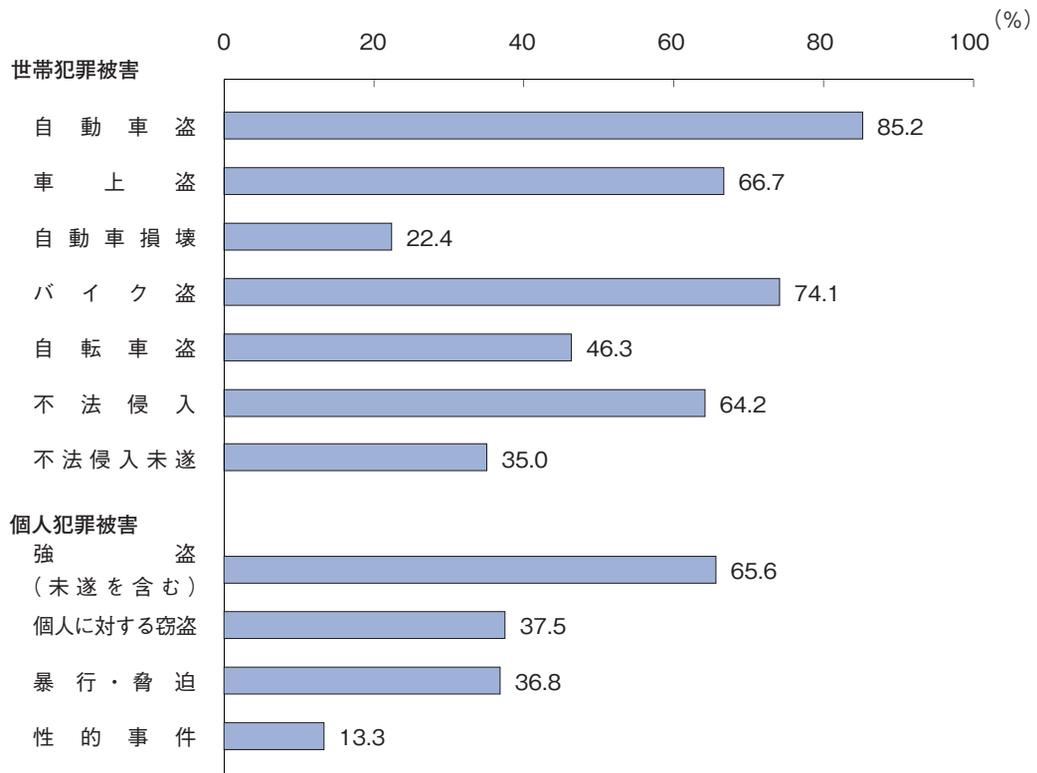


- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 「被害発生率」とは、人が被害者となった一般刑法犯の人口10万人当たりの認知件数の比率（男女別）をいう。  
 3 被害者が法人その他の団体である場合を除く。  
 4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上した。

法務総合研究所では、国際犯罪被害実態調査の一環として、平成12年から4年ごとに犯罪被害実態（暗数）調査を全国規模で実施してきた。20年の第3回調査は、層化二段無作為抽出法により全国から選んだ16歳以上の男女6,000人（男女同数）を対象として実施した（回答が得られた者は3,717人、回答率は62.0%）。

調査対象とした過去5年間の犯罪被害に遭った世帯及び個人が、直近の被害を捜査機関に届けた比率（被害申告率）を被害態様別に見ると、世帯犯罪被害では、自動車盗、バイク盗、車上盗及び不法侵入の順に被害申告率は60%を超えている。個人犯罪被害では、強盗の被害申告率が比較的高い一方で、性的事件の被害申告率は低かった。

5-1-2-3図 第3回調査 被害態様別の被害申告率

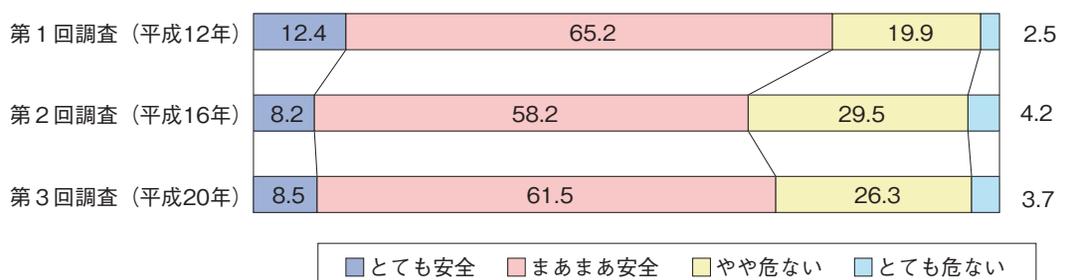


- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について質問した。  
 3 「強盗」とは、日本の場合、法律上、強盗、強盗未遂、恐喝及びひったくりに該当する行為を含む。  
 4 「個人に対する窃盗」とは、世帯犯罪被害に含まれる車両関連の窃盗との対比で用いる概念であり、具体的には「自動車盗」、「車上盗」、「バイク盗」、「自転車盗」、「不法侵入」及び「ひったくり」以外の窃盗である。  
 5 「性的事件」とは、強姦(未遂を含む)、強制わいせつ、不快な行為(痴漢、セクハラなど)を指し、日本の法律上必ずしも処罰の対象とはならない行為も一部含まれる。

犯罪被害実態(暗数)調査では、直接の犯罪被害以外に、犯罪に対する不安に関する認識等、多様な項目についても同時に調査している。犯罪に対する不安は、第1回調査(平成12年)のときが最も低く、第2回調査(平成16年)において不安が高まったが、第3回調査(平成20年)においては、やや改善した。

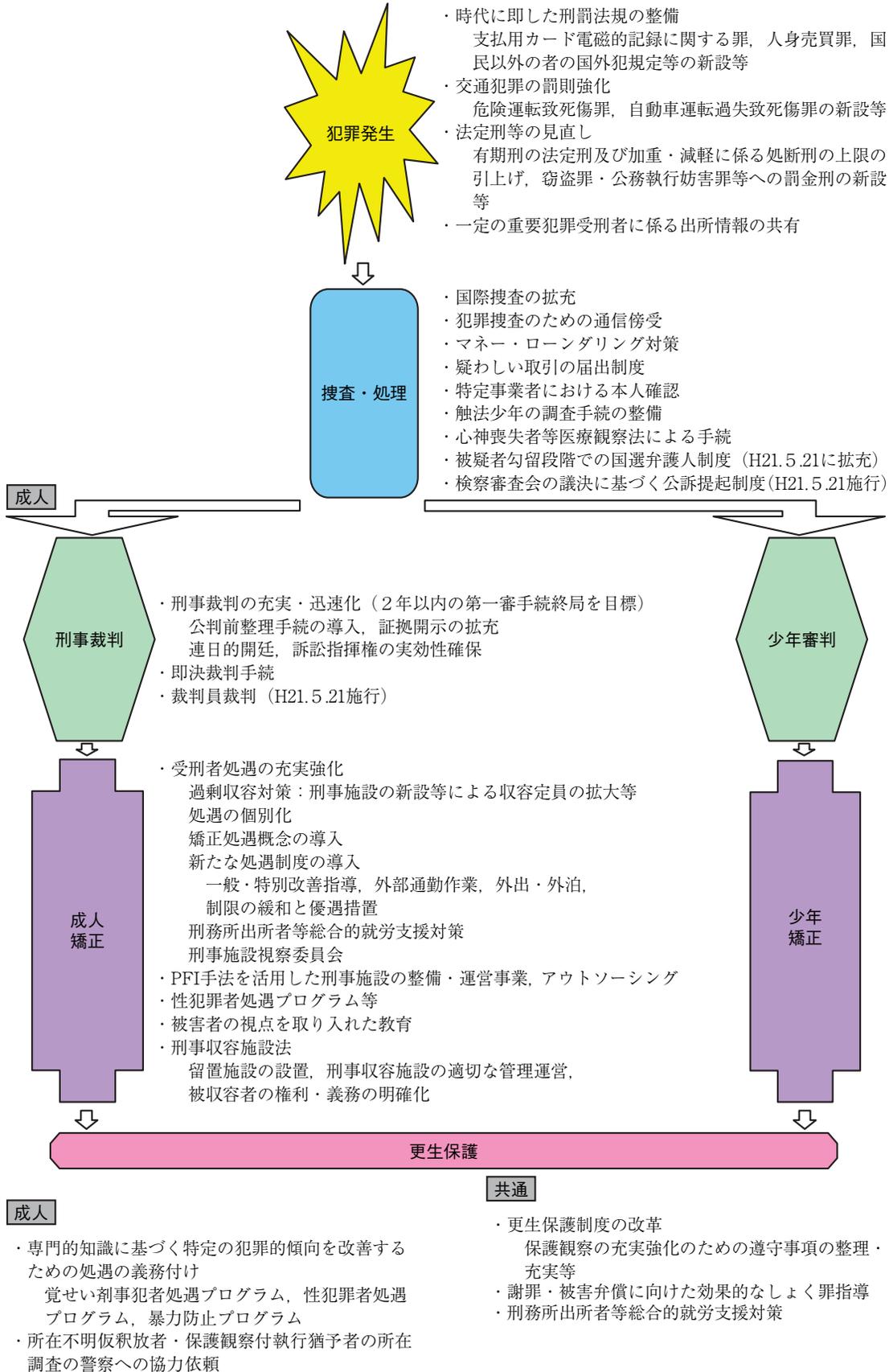
5-1-2-5図 犯罪に対する不安の経年比較

夜間の一人歩きに対する不安



18 刑事司法制度改革

6-1-1図 刑事司法制度改革の概要



被害者関係

犯罪被害者等基本計画

- ・警察庁が被害者対策要綱を策定
- ・被害者支援員制度
- ・日本司法支援センター（法テラス）による被害者保護
- ・犯罪被害者等給付金制度の拡充
  - 支給範囲の拡大，休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算等
- ・性犯罪告訴期間撤廃

- ・検察審査会法改正：申立権者の拡大，意見書・資料提出
- ・被害者等通知制度～事件処理結果等
- ・被害回復給付金支給制度
- ・被害回復分配金支払制度

- ・証人出廷の際の保護：付添い，遮へい，ビデオリンク
- ・犯罪被害者等保護法
  - 傍聴配慮，公判記録閲覧謄写，刑事和解
- ・被害者等による意見陳述
- ・被害者等通知制度～公判期日，裁判結果等
- ・被害者の氏名等の情報の保護
- ・被害者等による公判記録の閲覧謄写の拡充
- ・被害者等の刑事裁判への参加（H20.12.1施行）
- ・損害賠償請求について刑事手続の成果の利用（H20.12.1施行）
- ・少年審判における配慮
  - 少年事件記録閲覧謄写，意見聴取，審判結果等の通知等
  - 被害者等による少年審判の傍聴等（H20.12までに施行予定）

- ・被害者等通知制度～出所・出院情報，受刑者・少年院在院者の処遇状況等
- ・再被害防止のための被害者等に対する受刑者の釈放予定に関する通知制度

- ・仮釈放・少年院からの仮退院審理における意見等聴取制度

- ・保護観察対象者に対する心情等伝達制度
- ・被害者等通知制度～保護観察対象者の処遇状況等
- ・被害者担当官等による相談・支援

少年

- ・少年事件の処分等の在り方の見直し
  - 刑事処分可能年齢の引下げ（14歳以上），原則逆送制度，保護者に対する措置等
- ・事実認定手続の一層の適正化
  - 裁定合議，検察官等の関与，観護措置期間の延長，抗告受理申立制度，保護処分終了後の救済手続等
- ・職権により弁護士である付添人を付すことができる制度

- ・少年院送致可能年齢の引下げ（おおむね12歳以上）
- ・少年院処遇課程等の一部改正
- ・刑務所出所者等総合的就労支援対策
- ・被害者の視点を取り入れた教育

少年

- ・保護観察に付されている少年の保護者に対する指導・助言等
- ・遵守事項に違反した保護観察処分少年に対する警告等の措置

## 19 裁判員裁判対象事件

平成19年においては、裁判員裁判対象事件の終局総人員は、2,436人（前年比15.4%減）であり、地方裁判所の通常第一審終局処理人員の3.4%に当たる。19年の裁判員裁判対象事件の終局総人員を罪名別に見ると、強盗致傷が611人（25.1%）と最も多く、次いで、殺人が590人（24.2%）、現住建造物等放火が265人（10.9%）の順であった。

6-2-2表 裁判員裁判対象事件の罪名別通常第一審終局総人員

（平成15年～19年）

年次	総数	1号事件														2号事件			
		殺人	強盗致死	強盗致傷	強盗強姦	強姦致死傷	強制わいせつ致死傷	現住建造物等放火	通貨偽造・偽造通貨行使	覚せい剤取締法	麻薬特例法	銃刀法	その他	2号事件	傷害致死	危険運転致死	その他		
15年	3,089	2,759	768	133	811	88	299	132	337	59	14	64	25	29	330	261	55	14	
16	3,308	2,964	795	126	890	105	270	141	297	103	80	83	40	34	344	277	50	17	
17	3,231	2,946	795	130	871	85	213	132	307	182	55	80	51	45	285	219	42	24	
18	2,878	2,569	675	112	813	90	237	123	270	66	23	110	33	17	309	231	51	27	
19	2,436	2,209	590	72	611	69	207	136	265	50	99	73	29	8	227	153	50	24	

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。  
 2 移送等を含む。  
 3 同一被告人につき複数の起訴があっても、弁論が併合されている限り1人として計上した。  
 4 「1号事件」は、裁判員法2条1項1号に該当する事件であり、「2号事件」は、同項2号に該当する事件である。  
 5 1号事件の「その他」は、身の代金目的拐取、拐取者身の代金取得等、組織的犯罪処罰法違反、麻薬取締法違反及び航空機の強取等の処罰に関する法律違反等であり、2号事件の「その他」は、保護責任者遺棄致死、逮捕監禁致死、特別公務員暴行陵虐致死等である。